

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（使用料の決定） 第10条 シルバーピアの使用料は、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第3条及び<u>令第16条第1項</u>に定める算定方法により算定した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条及び<u>令第16条第1項</u>に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第24条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 〔略〕 3 <u>区長は、使用者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に限る。第27条第2項において同じ。）が第24条の規定による収入に関する報告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該使用者のシルバーピアの使用料を、毎年度、省令第9条で定める方法により把握し、第25条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることができる。</u> （建替事業等に係る使用料の特例） 第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可されたシルバーピアの使用料が従前のシルバーピアの最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項若しくは第3項、第27条第1項若しく	〔同左〕 第10条 シルバーピアの使用料は、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第3条及び<u>第15条第1項</u>に定める算定方法により算定した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条及び<u>第15条第1項</u>に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第24条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による<u>請求</u>を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 〔略〕 〔新設〕 〔同左〕 第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可されたシルバーピアの使用料が従前のシルバーピアの最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第27条第1項又は第30条第1項の

は第2項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(使用の承継)

第18条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該シルバーピアに居住することを希望するときは、省令第12条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

(収入の認定等)

第25条 区長は、前条の報告（第10条第3項又は第27条第2項の規定により、省令第9条で定める方法により収入を把握した場合を含む。）その他の資料に基づき、使用者及び同居者の収入を認定し、使用者にその認定した額、収入超過基準（次条に規定する金額をいう。）の超過の有無その他必要な事項を通知する。

2～5 〔略〕

(収入超過者の使用料)

第27条 使用者が収入超過者である場合において当該シルバーピアを引き続き使用しているときは、第10条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。

2 区長は、使用者が前項の規定に該当する場合において第24条の規定による収入に関する報告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第10条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者のシルバーピアの使用料を、毎年度、省令第9条で定める方法により把握し、第2

規定にかかわらず、令第11条及び第15条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

〔同左〕

第18条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該シルバーピアに居住することを希望するときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第11条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

〔同左〕

第25条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき、使用者及び同居者の収入を認定し、使用者にその認定した額、収入超過基準（次条に規定する金額をいう。）の超過の有無その他必要な事項を通知する。

2～5 〔略〕

〔同左〕

第27条 使用者が収入超過者である場合において当該シルバーピアを引き続き使用しているときは、第10条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び第15条第1項に定める算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。

〔新設〕

<u>5条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項の規定により準用する同条第2項及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることができる。</u> <u>3</u> 第12条第1項から第4項までの規定は、<u>前2項</u>の使用料について準用する。 (高額所得者の使用料等) 第30条 使用者が高額所得者である場合において当該シルバーピアを引き続き使用しているときは、第10条第1項及び<u>第3項並びに第27条第1項及び第2項</u>の規定にかかわらず、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 〔略〕	<u>2</u> 第12条第1項から第4項までの規定は、<u>前項</u>の使用料について準用する。 〔同左〕 第30条 使用者が高額所得者である場合において当該シルバーピアを引き続き使用しているときは、第10条第1項及び<u>第27条第1項</u>の規定にかかわらず、当該シルバーピアの使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 〔略〕
--	--

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定、第13条の改正規定（「第11条及び第15条第2項」を「第12条及び令第16条第2項」に改める部分に限る。）、第18条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）及び第27条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。